

不適合管理委員会報告情報
平成18年6月23日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成18年6月23日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	1号機	原子炉冷却材浄化系脱塩塔(B)の出口サンプリング用恒温装置において、トリップ事象が認められたため、当該装置を点検・修理	
2	1号機	所内用空気系空気圧縮機において、潤滑油排油弁の配管ユニオン部に油のにじみが認められたため、当該ユニオン部を点検・修理	
3	2号機	汚染測定用自動試料交換GM計数装置の点検時、検出器の計数効率に基準値外れ(5台中1台)が認められたため、当該装置を修理及び実績値を評価	
4	2号機	原子炉再循環ポンプ(B)の入口温度記録計において、指示不良(瞬時変化)が認められたため、当該記録計を点検・校正	
5	2号機	原子炉建屋2階床ドレンファンネルにおいて、内部に腐食が認められたため、当該ファンネルを点検・修理	
6	3号機	搬出物品測定時、搬出基準の汚染密度を超える物品(足場板)が確認されたため、当該物品を回収及び対応検討	
7	3号機	換気空調系計算機室局所空調機(HVH3-35B)の試運転時、振動値に許容値外れが認められたため、当該空調機等を点検・修理	
8	3号機	換気空調系タービン補機冷却ポンプエリア局所空調機(HVH3-26)の点検時、シャフト軸受部の間隙値に基準値外れが認められたため、シャフトを交換	
9	3号機	主排気筒閃絡表示盤において、閃絡表示(NO. 3-5)が発生し、リセット出来ないことが認められたため、当該表示盤を点検・修理	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
10	3号機	汚染測定用自動試料交換GM計数装置の点検時、検出器の計数効率に基準値外れ(5台中2台)が認められたため、当該装置を点検・調整及び実績値を評価	
11	4号機	原子炉補機冷却水系熱交換器(B)伝熱管の過流探傷検査時、判定基準値外れ(3本)が認められたため、当該伝熱管を交換	
12	4号機	第3給水加熱器(A)水位調整弁(LCV-53-7A1)のグランド部において、水のにじみが認められたため、グランド部を点検・調整	
13	5号機	廃棄物処理系シャワードレンポンプ(B)において、メカシール用フラッシング配管接続部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	
14	5号機	所内ボイラ脱酸剤ポンプの吐出側注入配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	
15	6号機	高圧炉心スプレー系非常用ディーゼル発電機の潤滑油タンクにおいて、上蓋のボルトに外れ(4本中1本)が認められたため、当該ボルトを取付け	
16	集中環境施設	プロセス建屋制御室加湿用蒸気発生器の点検時、電気ヒータに断線(8本中1本)が認められたため、当該部を修理	
17	その他	放射線管理手帳確認時、教育実施等に関する記載漏れが認められたため、関係者へ周知及び対応検討	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで